

香川労働局発表

平成 28 年 12 月 13 日 (火)

香川労働局職業安定部職業対策課

課長 岩崎 恭博
課長補佐 川崎 英二
地方障害者雇用担当官 岡部 員弘
(電話) 087-811-8923

平成 28 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況について ～民間企業の雇用障害者数は前年より 2.8%増加～

香川労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける平成 28 年の障害者雇用状況を集計し、その結果を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき本年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数は 2,833.5 人、対前年比 2.8%（76 人）増加
 - ・実雇用率は 1.91%、対前年比 0.03 ポイント上昇（全国第 33 位）
（全国平均実雇用率は 1.92%、対前年比 0.04 ポイント上昇）
 - ・法定雇用率達成企業の割合は 57.8%、対前年比 2.1 ポイント上昇（全国 16 位）
（全国の達成企業の割合は 48.8%、対前年比 1.6 ポイント上昇）
 - ・対象企業（50 人以上規模）数 780 社、達成企業数 451 社
- ※雇用障害者数、実雇用率のいずれも過去最高を更新したが、実雇用率は全国平均を下回った。

【公的機関】（法定雇用率は 2.3%、県・市等の教育委員会は 2.2%）

- ・県の機関の雇用障害者数は 104.0 人、実雇用率は 2.45%
（全国平均実雇用率は 2.61%、対前年比 0.03 ポイント上昇）
- ・市町村の機関の雇用障害者数は 225.0 人、実雇用率は 2.59%
（全国平均実雇用率は 2.43%、対前年比 0.02 ポイント上昇）
- ・県教育委員会等の雇用障害者数は 144.0 人、実雇用率は 2.12%
（全国平均の実雇用率は 2.18%、対前年比 0.03 ポイント上昇）

【独立行政法人等】（法定雇用率 2.3%）

- ・独立行政法人等の雇用障害者数は 45.0 人、実雇用率は 2.36%
（全国平均の実雇用率は 2.36%、対前年比 0.04 ポイント上昇）

【概要】

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 雇用されている障害者の数は 2,833.5 人で、前年より 2.8% (76 人) 増加し、昭和 51 年に身体障害者雇用促進法による身体障害者の雇用の義務付け以降、過去最高となった。

このうち、身体障害者は 2,075.5 人(対前年比 1.9%増)、知的障害者は 594.0 人(対前年比 2.8%増)、精神障害者は 164.0 人(対前年比 14.3%増)と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

- 実雇用率は、過去最高の 1.91% (前年は 1.88%) であった。
- 法定雇用率達成企業の割合は 57.8%で、前年の 55.7%より 2.1 ポイント上昇した。

(6P 総括表 1・12P 詳細表 1 (1) ①・17P 詳細表(4))

(全国の一般の民間企業における雇用障害者数は 474,374.0 人、実雇用率は 1.92%)

(2) 企業規模別の状況

企業規模	実雇用率(%)	
	平成 28 年度	平成 27 年度
50 人 ～ 100 人 未満	1.81	1.89
100 人 ～ 300 人 未満	1.92	1.80
300 人 ～ 500 人 未満	1.91	1.89
500 人 ～ 1,000 人 未満	1.88	1.93
1,000 人 ～	1.96	1.95
計	1.91	1.88

【全体の実雇用率(1.91%)との比較】

企業規模 100 人～300 人未満、1,000 人以上で上回り、50 人～100 人未満、500 人～1,000 人未満で下回った。

【達成企業割合の比較】

100 人～300 人未満及び 300 人～500 人未満の企業においては雇用障害者が増加し、実雇用率・達成企業割合とも前年より上昇した。

また、500 人～1,000 人未満の企業において、企業数の減少により上昇した。

一方、50 人～100 人未満の企業においては、雇用障害者数の減少により低下した。

(13P 詳細表 1 (2) ①)

(3) 産業別の状況

産業	実雇用率(%)	
	平成 28 年度	平成 27 年度
農、林、漁業	1.52	1.96
建設業	2.02	2.06
製造業	1.98	1.94
電気・ガス・熱供給・水道業	2.05	2.00
情報通信業	1.36	1.28
運輸業、郵便業	1.73	1.92
卸売業、小売業	1.76	1.67
金融業、保険業	1.64	1.53
不動産業、物品賃貸業	1.94	1.76
学術研究、専門・技術サービス業	1.72	1.82
宿泊業、飲食サービス業	1.84	1.71
生活関連サービス業、娯楽業	1.42	1.56
教育・学習支援業	1.42	1.56
医療・福祉	2.20	2.06
複合サービス事業	1.88	1.68
サービス業	2.26	2.79
計	1.91	1.88

【全体の実雇用率(1.91%)との比較】

(上回った産業)

- ・「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「医療・福祉」、「サービス業」

(下回った産業)

- ・「農、林、漁業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育・学習支援業」、「複合サービス事業」

(14P～16P 詳細表 1 (3) ①)

2. 公的機関における在職状況

(1) 県及び市町村の機関 (法定雇用率 2.3%)

- ・県の機関に在職している障害者の数は 104.0 人で、前年より 3.0 人(3.0%)増加した。実雇用率は 2.45%で、前年の 2.40%より 0.05 ポイント上昇した。

(県の機関は、全て達成している。)

(6P 総括表 2(1)・18P 詳細表 2 (1) ①)

(22P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

- ・市町の機関に在職している障害者の数は 225.0 人で、前年より 5.0 人(2.3%)増加した。

実雇用率は 2.59%で、前年の 2.53%より 0.06 ポイント上昇した。

(市町の 27 機関中、26 機関が達成している。)

(6P 総括表 2(2)・19P 詳細表 2 (2) ①)

(22P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

- ・法定雇用率を達成していない市町の機関は以下のとおりである。

三豊総合病院企業団 (1.84%)

- ※ 平成 28 年 11 月 1 日現在において障害者数 12 人、実雇用率 2.25%、不足数 0 人となっている。

(2) 県教育委員会等 (法定雇用率 2.2%)

- ・2.2%の法定雇用率が適用される県教育委員会等に在職している障害者の数は 144.0 人で、前年より 9.0 人(5.9%)減少した。

実雇用率は 2.12%で、前年の 2.22%より 0.10 ポイント低下した。

(県教育委員会等の 2 機関中、1 機関は達成している)

(6P 総括表 2(3)・20P 詳細表 2 (3) ①)

(23P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

- ・法定雇用率を達成していない県教育委員会等の機関は以下のとおりである。

香川県教育委員会 (2.08%)

- ※ 平成 28 年 12 月 1 日現在において障害者数 143 人、実雇用率 2.19%、不足数 0 人となっている。

3. 独立行政法人における雇用状況

- ・2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等において雇用されている障害者の数は 45.0 人で、前年より 1.0 人 (2.2%) 減少した。

- ・実雇用率は 2.36%で、前年の 2.43%より 0.07 ポイント減少した。

(7P 総括表 3・21P 詳細表 3 ①)

(23P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

[総括表]

1	民間企業における雇用状況	6
2	地方公共団体における在職状況	6
3	独立行政法人等における雇用状況	7
4	民間企業における障害者の雇用状況	8~9
5	法定雇用率とは	10
6	障害者雇用率達成指導の流れ	11

[詳細表]

1	民間企業における雇用状況	
	(1) 概況	12
	(2) 企業規模別の雇用状況(香川)	13
	(3) 産業別の雇用状況(香川)	14~16
	(4) 障害種別の雇用状況	17
2	地方公共団体における在職状況	
	(1) 都道府県の機関	18
	(2) 市町村の機関	19
	(3) 都道府県等の教育委員会	20
3	独立行政法人等における雇用状況	21
4	公的機関・独立行政法人等の各機関の状況	22~23

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

香川労働局

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	148,499.0 人 (146,501.0 人)	2,833.5 人 (2,757.5 人)	1.91 % (1.88 %)	451 / 780 (434 / 779)	57.8 % (55.7 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,240.5 人 (4,214.0 人)	104.0 人 (101.0 人)	2.45 % (2.40 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
都道府県知事部局	3,814.0 人 (3,793.0 人)	93.0 人 (91.0 人)	2.44 % (2.40 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の都道府県機関	426.5 人 (421.0 人)	11.0 人 (10.0 人)	2.58 % (2.38 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	8,690.0 人 (8,706.0 人)	225.0 人 (220.0 人)	2.59 % (2.53 %)	26 / 27 (23 / 27)	96.3 % (85.2 %)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

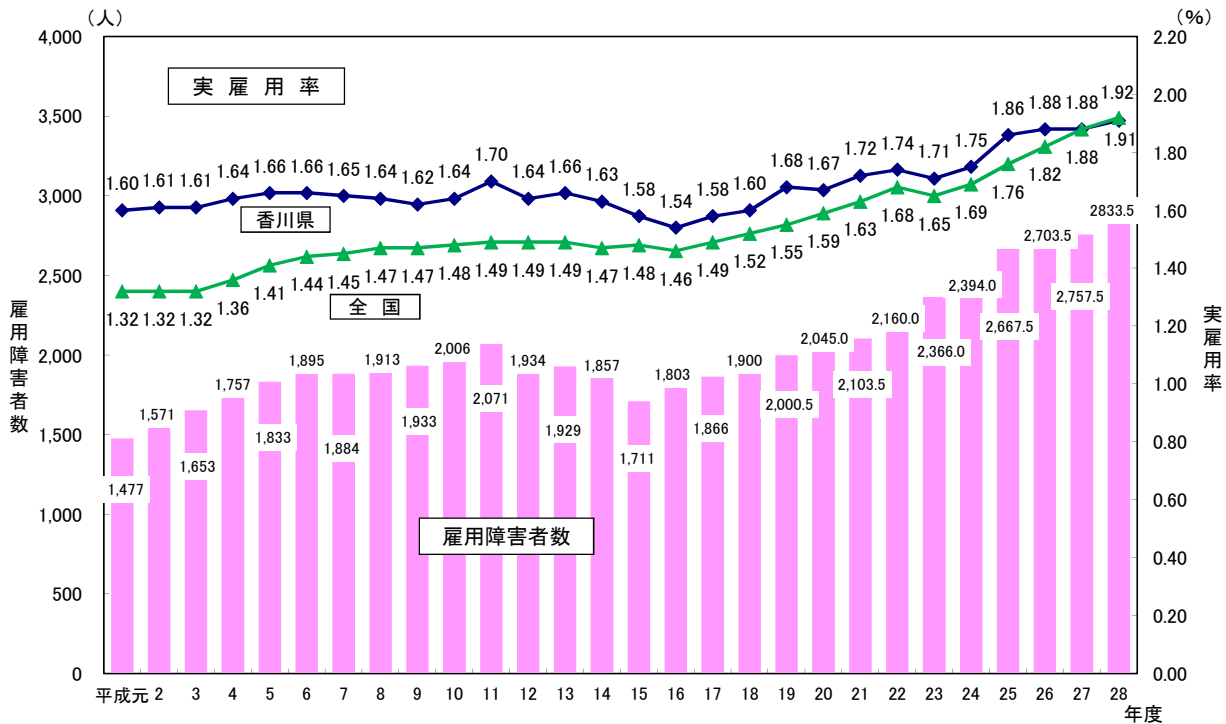
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	6,805.0 人 (6,903.0 人)	144.0 人 (153.0 人)	2.12 % (2.22 %)	1 / 2 (1 / 2)	50.0 % (50.0 %)
都道府県教育委員会	6,528.0 人 (6,627.0 人)	136.0 人 (143.0 人)	2.08 % (2.16 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
市町村教育委員会	277.0 人 (276.0 人)	8.0 人 (10.0 人)	2.89 % (3.62 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

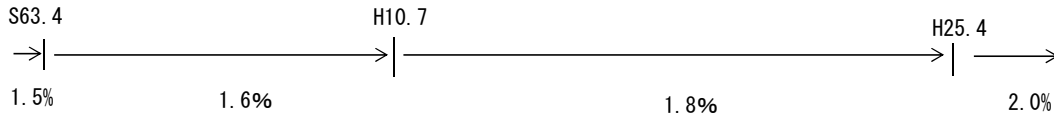
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	1,907.0 人 (1,894.5 人)	45.0 人 (46.0 人)	2.36 % (2.43 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)
国立大学法人等	1,907.0 人 (1,894.5 人)	45.0 人 (46.0 人)	2.36 % (2.43 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
地方独立行政法人等	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成27年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況



法定雇用率



(注) 平成25年4月1日雇用率改正(1.8%→2.0%)に伴い、対象企業の算定基礎労働者数が(56.0人→50.0人)となる。

(注) 障害者とは、次に掲げる者の合計数である。

- ・ 昭和62年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 昭和63年 ~ 平成4年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- ・ 平成5年 ~ 平成17年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- ・ 平成18年 ~ 平成22年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント
- ・ 平成23年 ~ 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は0.5カウント
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、平成23年以降とその前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(資料)

民間企業における障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	企業数	雇 用 状 況				達成企業の割合 (%)		達成 企業数
		常 用 労働者数	障害者数	実雇用率 (%)		全 国	全 国	
					全 国			
62年	375	84,394	1,111	1.32%	1.25%	61.9%	53.0%	232
63年	416	88,797	1,386	1.56%	1.31%	63.0%	51.5%	262
平成元年	433	92,322	1,477	1.60%	1.32%	65.4%	51.6%	283
2年	451	97,352	1,571	1.61%	1.32%	66.5%	52.2%	300
3年	475	102,852	1,653	1.61%	1.32%	64.6%	51.8%	307
4年	497	107,089	1,757	1.64%	1.36%	63.4%	51.9%	315
5年	526	110,594	1,833	1.66%	1.41%	64.1%	51.4%	337
6年	519	114,481	1,895	1.66%	1.44%	62.4%	50.4%	324
7年	515	114,466	1,884	1.65%	1.45%	62.7%	50.6%	323
8年	529	116,939	1,913	1.64%	1.47%	64.8%	50.5%	343
9年	551	119,475	1,933	1.62%	1.47%	61.2%	50.2%	337
10年	557	121,994	2,006	1.64%	1.48%	62.5%	50.1%	348
11年	603	121,680	2,071	1.70%	1.49%	56.4%	44.7%	340
12年	571	118,259	1,934	1.64%	1.49%	57.1%	44.3%	326
13年	552	116,272	1,929	1.66%	1.49%	60.0%	43.7%	331
14年	555	113,928	1,857	1.63%	1.47%	59.6%	42.5%	331
15年	538	108,526	1,711	1.58%	1.48%	57.8%	42.5%	311
16年	583	117,128	1,803	1.54%	1.46%	54.2%	41.7%	316
17年	589	118,163	1,866	1.58%	1.49%	54.8%	42.1%	323
18年	600	118,794	1,900.0	1.60%	1.52%	56.3%	43.4%	338
19年	606	119,037	2,000.5	1.68%	1.55%	58.1%	43.8%	352
20年	619	122,727	2,045.0	1.67%	1.59%	58.3%	44.9%	361
21年	621	121,978	2,103.5	1.72%	1.63%	59.4%	45.5%	369
22年	619	124,036	2,160.0	1.74%	1.68%	59.1%	47.0%	366
23年	664	137,994	2,366.0	1.71%	1.65%	60.1%	45.3%	399
24年	662	136,870.5	2,394.0	1.75%	1.69%	60.0%	46.8%	397
25年	759	143,732.0	2,667.5	1.86%	1.76%	59.2%	42.7%	449
26年	768	143,912.5	2,703.5	1.88%	1.82%	56.5%	44.7%	434
27年	779	146,501.0	2,757.5	1.88%	1.88%	55.7%	47.2%	434
28年	780	148,499.0	2,833.5	1.91%	1.92%	57.8%	48.8%	451

(注) 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

～昭和62年 身体障害者数(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 知的障害者

平成5年～平成17年 重度知的障害者はダブルカウント

平成18年～ 重度身体障害者又重度知的障害者である短時間労働者は1人とみなし算定する。

平成23年～ 精神障害者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成25年4月～ 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント

障害者雇用率2.0%(0.2%引上げ)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	〔	一般の民間企業	2. 0%
		(50人以上規模の企業)	
		特殊法人等	2. 3%
		〔	
		労働者数43.5人以上規模の特殊法人、	
		独立行政法人、国立大学法人等	〕
○ 国、地方公共団体			2. 3%
		(43.5人以上規模の機関)	
○ 都道府県等の教育委員会			2. 2%
		(45.5人以上規模の機関)	

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

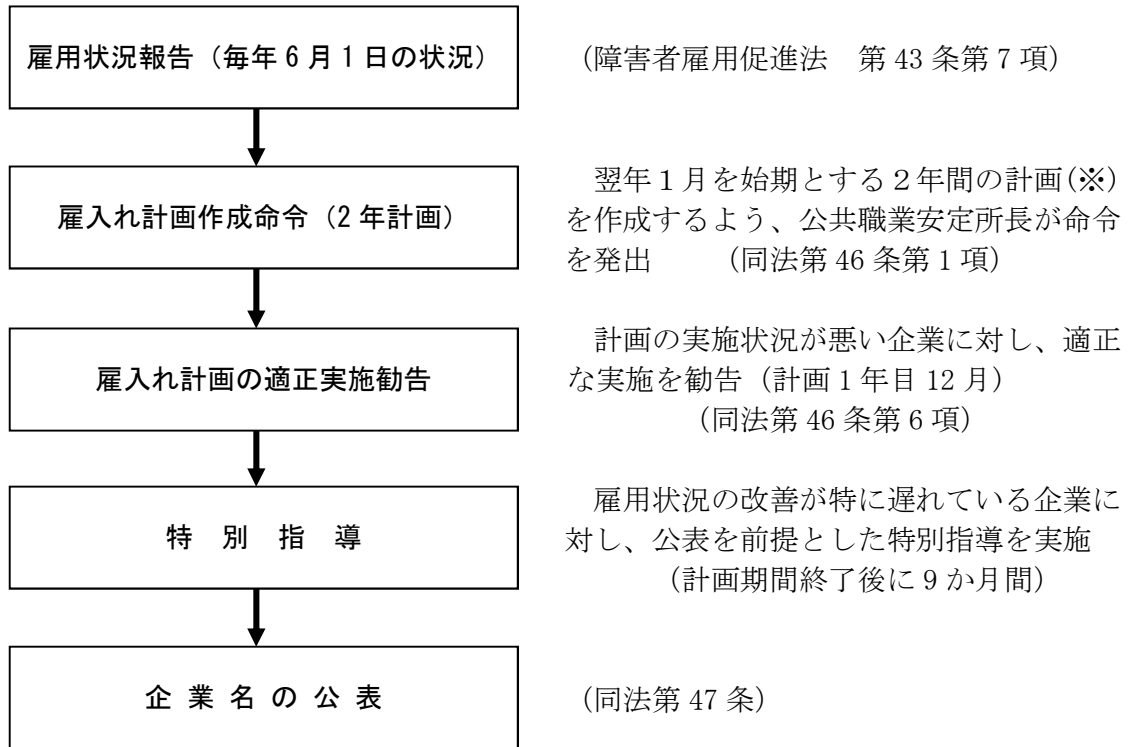
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

○ 平成27年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 2社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社
- * 「特別指導」の実施 0社

- 雇入れ計画を実施中の企業 7社（27年度）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

<詳細表>

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

(平成28年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
一般の 民間企業 [2.0%]香川	企業 780 (779)	人 148,499.0 (146,501.0)	人 621 (614)	人 96 (100)	人 1,360 (1,301)	人 271 (257)	人 2,833.5 (2,757.5)	人 219.5 (208.0)	% 1.91 (1.88)	企業 451 (434)	% 57.8 (55.7)
一般の 民間企業 [2.0%]全国	企業 89,359 (87,935)	人 24,650,200.5 (24,122,923.0)	人 109,765 (106,362)	人 14,283 (13,534)	人 218,564 (207,294)	人 43,994 (39,163)	人 474,374.0 (453,133.5)	人 49,330.5 (48,377.0)	% 1.92 (1.88)	企業 43,569 (41,485)	% 48.8 (47.2)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行
D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、
E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者である。

5 ()内は平成27年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況（香川）

① 概況

（平成28年6月1日現在）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
	企業 780 (779)	人 148,499.0 (146,501.0)	人 621 (614)	人 96 (100)	人 1,360 (1,301)	人 271 (257)	人 2,833.5 (2,757.5)	人 219.5 (208.0)	% 1.91 (1.88)	企業 451 (434)	% 57.8 (55.7)
50～ 100未満	人 企業 374 (377)	人 25,807.0 (25,938.0)	人 110 (116)	人 17 (17)	人 215 (223)	人 32 (34)	人 468.0 (489.0)	人 32.0 (33.5)	% 1.81 (1.89)	企業 203 (205)	% 54.3 (54.4)
100～ 300未満	315 (309)	47,615.5 (46,422.5)	180 (173)	31 (31)	488 (424)	69 (70)	913.5 (836.0)	101.5 (86.5)	1.92 (1.80)	195 (180)	61.9 (58.3)
300～ 500未満	45 (45)	15,854.5 (15,235.5)	72 (58)	11 (13)	139 (144)	19 (30)	303.5 (288.0)	24.5 (28.5)	1.91 (1.89)	30 (24)	66.7 (53.3)
500～ 1,000未満	27 (29)	16,741.5 (17,237.5)	75 (85)	11 (14)	144 (142)	21 (15)	315.5 (333.5)	17.5 (19.0)	1.88 (1.93)	14 (15)	51.9 (51.7)
1,000以上	19 (19)	42,481.5 (41,667.5)	184 (182)	26 (25)	374 (368)	130 (108)	833.0 (811.0)	44.0 (40.5)	1.96 (1.95)	9 (10)	47.4 (52.6)

注 1(1)①の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況 (香川)

① 概況

(平成28年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率 達成企業の数	⑥法定雇用 率達成企業 の割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障害者 である短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神 障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分			
産業計	企業 780 (779)	人 148,499.0 (146,501.0)	人 621 (614)	人 96 (100)	人 1,360 (1,301)	人 271 (257)	人 2,833.5 (2,757.5)	人 219.5 (208.0)	% 1.91 (1.88)	企業 451 (434)	% 57.8 (55.7)
農、林、漁業	企業 4 (5)	人 558.0 (586.0)	人 2 (4)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 1 (1)	人 8.5 (11.5)	人 2.0 (3.5)	% 1.52 (1.96)	企業 3 (3)	% 75.0 (60.0)
鉱業	企業 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	% 0.00 (0.00)	企業 0 (0)	% 0.0 (0.0)
建設業	企業 36 (32)	人 6,273.0 (5,996.5)	人 39 (37)	人 0 (0)	人 49 (49)	人 0 (1)	人 127.0 (123.5)	人 1.0 (3.0)	% 2.02 (2.06)	企業 18 (19)	% 50.0 (59.4)
製造業	企業 249 (250)	人 39,939.0 (40,116.0)	人 184 (187)	人 21 (21)	人 385 (370)	人 34 (29)	人 791.0 (779.5)	人 48.0 (40.5)	% 1.98 (1.94)	企業 161 (159)	% 64.7 (63.6)
電気・ガス・熱 供給	企業 5 (5)	人 6,391.0 (6,484.0)	人 34 (33)	人 0 (0)	人 63 (64)	人 0 (0)	人 131.0 (130.0)	人 0.0 (2.0)	% 2.05 (2.00)	企業 3 (3)	% 60.0 (60.0)
情報通信業	企業 17 (16)	人 2,723.0 (2,663.0)	人 11 (11)	人 0 (0)	人 15 (12)	人 0 (0)	人 37.0 (34.0)	人 4.0 (4.0)	% 1.36 (1.28)	企業 5 (3)	% 29.4 (18.8)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達成企業の数	⑥法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
運輸業、郵便業	52	10,524.0	33	1	112	6	182.0	17.0	1.73	27	51.9
	(52)	(10,378.5)	(42)	(0)	(114)	(3)	(199.5)	(14.5)	(1.92)	(29)	(55.8)
卸売・小売業	117	29,416.5	97	42	217	132	519.0	42.5	1.76	53	45.3
	(124)	(28,750.0)	(85)	(41)	(210)	(116)	(479.0)	(30.0)	(1.67)	(48)	(38.7)
金融業、保険業	13	6,170.0	28	0	42	6	101.0	9.0	1.64	4	30.8
	(17)	(6,363.5)	(26)	(1)	(42)	(5)	(97.5)	(2.0)	(1.53)	(5)	(29.4)
不動産業、物品賃貸業	11	6,168.0	26	1	61	11	119.5	12.0	1.94	6	54.5
	(9)	(5,700.5)	(23)	(2)	(50)	(5)	(100.5)	(17.0)	(1.76)	(4)	(44.4)
学術研究、専門・技術サービス業	19	4,400.0	21	0	32	3	75.5	6.0	1.72	11	57.9
	(19)	(4,199.0)	(22)	(0)	(32)	(1)	(76.5)	(8.0)	(1.82)	(12)	(63.2)
宿泊業、飲食サービス業	17	2,009.5	7	5	15	6	37.0	2.0	1.84	10	58.8
	(18)	(2,076.0)	(6)	(5)	(15)	(7)	(35.5)	(1.0)	(1.71)	(10)	(55.6)
生活関連サービス業、娯楽業	20	2,789.5	4	2	25	9	39.5	7.5	1.42	8	40.0
	(16)	(2,498.0)	(4)	(3)	(23)	(10)	(39.0)	(5.5)	(1.56)	(8)	(50.0)
教育・学習支援業	14	1,509.5	3	3	12	1	21.5	1.0	1.42	8	57.1
	(14)	(1,504.5)	(6)	(4)	(7)	(1)	(23.5)	(7.5)	(1.56)	(7)	(50.0)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率 達成企業の数	⑥法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
医療・福祉	156	20,083.5	86	16	230	49	442.5	44.5	2.20	108	69.2
	(151)	(19,681.5)	(81)	(14)	(198)	(63)	(405.5)	(54.0)	(2.06)	(97)	(64.2)
複合サービス事業	3	3,779.0	19	1	31	2	71.0	9.0	1.88	2	66.7
	(4)	(3,841.0)	(16)	(1)	(30)	(3)	(64.5)	(1.5)	(1.68)	(3)	(75.0)
サービス業	47	5,765.5	27	4	67	11	130.5	14.0	2.26	24	51.1
	(47)	(5,663.0)	(31)	(8)	(82)	(12)	(158.0)	(14.0)	(2.79)	(24)	(51.1)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

(4) 障害種別の雇用状況

平成28年6月1日現在

項目	企業数	合計	身体障害者					知的障害者					精神障害者			
			A 重度	B 重度以外	C 短時間 重度	D 短時間 重度以外	E 計 A×2+B +C+D/2	A 重度	B 重度以外	C 短時間 重度	D 短時間 重度以外	E 計 A×2+B +C+D/2	C 常用	D 短時間	E 計 C+D/2	
計	780 (779)	2,833.5 (2,757.5)	527 (517)	900 (883)	71 (69)	101 (100)	2,075.5 (2,036.0)	94 (97)	328 (304)	25 (31)	106 (98)	594.0 (578.0)	132 (114)	64 (59)	164.0 (143.5)	
A 農業, 林業	4 (5)	8.5 (11.5)	1 (3)	4 (3)	- (-)	1 (1)	6.5 (9.5)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	
B 漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
D 建設業	36 (32)	127.0 (123.5)	38 (36)	41 (41)	- (-)	- (1)	117.0 (113.5)	1 (1)	5 (5)	- (-)	- (-)	7.0 (7.0)	3 (3)	- (-)	3.0 (3.0)	
E 製造業	249 (250)	791.0 (779.5)	152 (155)	242 (238)	13 (12)	12 (9)	565.0 (564.5)	32 (32)	103 (98)	8 (9)	17 (9)	183.5 (175.5)	40 (34)	5 (11)	42.5 (39.5)	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5 (5)	131.0 (130.0)	34 (33)	63 (64)	- (-)	- (-)	131.0 (130.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
G 情報通信業	17 (16)	37.0 (34.0)	11 (11)	13 (11)	- (-)	- (-)	35.0 (33.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (1)	- (-)	2.0 (1.0)	
H 運輸業, 郵便業	52 (52)	182.0 (199.5)	32 (41)	90 (94)	1 (-)	2 (1)	156.0 (176.5)	1 (1)	16 (15)	- (-)	2 (1)	19.0 (17.5)	6 (5)	2 (1)	7.0 (5.5)	
I 卸売業, 小売業	117 (124)	519.0 (479.0)	76 (65)	111 (101)	31 (27)	39 (39)	313.5 (277.5)	21 (20)	74 (80)	11 (14)	53 (46)	153.5 (157.0)	32 (29)	40 (31)	52.0 (44.5)	
J 金融業, 保険業	13 (17)	101.0 (97.5)	28 (26)	40 (40)	- (1)	5 (4)	98.5 (95.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)	1 (1)	2.5 (2.5)	
K 不動産業, 物品賃貸業	11 (9)	119.5 (100.5)	20 (17)	33 (28)	1 (2)	8 (4)	78.0 (66.0)	6 (6)	20 (17)	- (-)	- (-)	32.0 (29.0)	8 (5)	3 (1)	9.5 (5.5)	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	19 (19)	75.5 (76.5)	19 (20)	20 (22)	- (-)	3 (1)	59.5 (62.5)	2 (2)	6 (6)	- (-)	- (-)	10.0 (10.0)	6 (4)	- (-)	6.0 (4.0)	
M 宿泊業, 飲食サービス業	17 (18)	37.0 (35.5)	6 (5)	10 (8)	5 (5)	4 (5)	29.0 (25.5)	1 (1)	4 (5)	- (-)	1 (1)	6.5 (7.5)	1 (2)	1 (1)	1.5 (2.5)	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	20 (16)	39.5 (39.0)	3 (2)	19 (17)	2 (3)	5 (6)	29.5 (27.0)	1 (2)	5 (6)	- (-)	3 (3)	8.5 (11.5)	1 (-)	1 (1)	1.5 (0.5)	
O 教育, 学習支援業	14 (14)	21.5 (23.5)	2 (5)	9 (6)	3 (1)	- (-)	16.0 (17.0)	1 (1)	2 (-)	- (3)	1 (1)	4.5 (5.5)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	
P 医療, 福祉	156 (151)	442.5 (405.5)	68 (63)	139 (134)	12 (11)	17 (21)	295.5 (281.5)	18 (18)	68 (43)	4 (3)	24 (32)	120.0 (98.0)	23 (21)	8 (10)	27.0 (26.0)	
Q 複合サービス事業	3 (4)	71.0 (64.5)	18 (15)	27 (27)	1 (1)	- (2)	64.0 (59.0)	1 (1)	2 (1)	- (-)	1 (1)	4.5 (3.5)	2 (2)	1 (-)	2.5 (2.0)	
R サービス業	47 (47)	130.5 (158.0)	19 (20)	39 (49)	2 (6)	5 (6)	81.5 (98.0)	8 (11)	23 (28)	2 (2)	4 (4)	43.0 (54.0)	5 (5)	2 (2)	6.0 (6.0)	
従業員規模別	300人未満	689 (686)	1,381.5 (1,325.0)	228 (228)	461 (437)	35 (29)	38 (40)	971.0 (942.0)	62 (61)	186 (165)	13 (19)	46 (42)	346.0 (327.0)	56 (45)	17 (22)	64.5 (56.0)
	50-100人未満	374 (377)	468.0 (489.0)	80 (89)	133 (144)	12 (12)	13 (13)	311.5 (340.5)	30 (27)	61 (63)	5 (5)	16 (9)	134.0 (126.5)	21 (16)	3 (12)	22.5 (22.0)
	100-300人未満	315 (309)	913.5 (836.0)	148 (139)	328 (293)	23 (17)	25 (27)	659.5 (601.5)	32 (34)	125 (102)	8 (14)	30 (33)	212.0 (200.5)	35 (29)	14 (10)	42.0 (34.0)
	300人以上	91 (93)	1,452.0 (1,432.5)	299 (289)	439 (446)	36 (40)	63 (60)	1,104.5 (1,094.0)	32 (36)	142 (139)	12 (12)	60 (56)	248.0 (251.0)	76 (69)	47 (37)	99.5 (87.5)
	300-500人未満	45 (45)	303.5 (288.0)	66 (50)	88 (96)	8 (11)	9 (14)	232.5 (214.0)	6 (8)	32 (28)	3 (2)	8 (11)	51.0 (51.5)	19 (20)	2 (5)	20.0 (22.5)
	500-1000人未満	27 (29)	315.5 (333.5)	67 (76)	90 (91)	11 (12)	7 (8)	238.5 (259.0)	8 (9)	30 (33)	- (2)	7 (4)	49.5 (55.0)	24 (18)	7 (3)	27.5 (19.5)
	1000人以上	19 (19)	833.0 (811.0)	166 (163)	261 (259)	17 (17)	47 (38)	633.5 (621.0)	18 (19)	80 (78)	9 (8)	45 (41)	147.5 (144.5)	33 (31)	38 (29)	52.0 (45.5)

(注) 1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
 2 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模50人以上のもの、(民間企業における法定雇用率 2.0%)
 3 ()内は、平成27年6月1日現在の数値である。
 なお、法定雇用率は平成25年に改定されています。(民間企業の場合は 1.8%→2.0%)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

（平成28年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基 礎となる職員数	③ 障害者の数		④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合	
				F. うち新規雇用分				
香 川	計	機関 2 (2)	人 4,240.5 (4,214.0)	人 104.0 (101.0)	人 0.0 (7.0)	% 2.45 (2.40)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)
	都道府県 知事部局	機関 1 (1)	人 3,814.0 (3,793.0)	人 93.0 (91.0)	人 0.0 (7.0)	% 2.44 (2.40)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
	その他の 都道府県機関	1 (1)	426.5 (421.0)	11.0 (10.0)	0.0 (0.0)	2.58 (2.38)	1 (1)	100.0 (100.0)
全 国	計	機関 155 (156)	人 324,593.5 (323,789.5)	人 8,474.0 (8,344.0)	人 423.5 (357.5)	% 2.61 (2.58)	機関 150 (146)	% 96.8 (93.6)
	都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 256,431.0 (256,232.0)	人 6,767.0 (6,655.0)	人 315.0 (269.5)	% 2.64 (2.60)	機関 47 (46)	% 100.0 (97.9)
	その他の 都道府県機関	108 (109)	68,162.5 (67,557.5)	1,707.0 (1,689.0)	108.5 (88.0)	2.50 (2.50)	103 (100)	95.4 (91.7)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄において、「算定の基礎となる職員数」については、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員は1.0人とし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

3 ③欄は「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2.0人に相当するものとし、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

4 ③欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数で、上記2、3と同じ取扱いをしている。

5 ()内は平成27年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

（平成28年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度知的 障害者である短 時間勤務職員	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
市町村の機関 （香川）	機関 27 (27)	人 8,690.0 (8,706.0)	人 56 (53)	人 1 (2)	人 110 (109)	人 4 (6)	人 225.0 (220.0)	人 17.5 (18.0)	% 2.59 (2.53)	機関 26 (23)	% 96.3 (85.2)
市町村の機関 （全国）	機関 2,333 (2,344)	人 1,077,738.5 (1,075,882.5)	人 6,772 (6,668)	人 452 (446)	人 11,662 (11,656)	人 963 (951)	人 26,139.5 (25,913.5)	人 1,511.0 (1,596.0)	% 2.43 (2.41)	機関 2,054 (2,028)	% 88.0 (86.5)

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③欄Aの「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2.0人に相当するものとしてE欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

3 ③欄のA、C欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員数、B、D欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員数である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数で、上記2、3と同じ取扱いをしている。

5 ()内は、平成27年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者については、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(3) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

（平成28年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基 礎となる職員数	③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合	
				F. うち新規雇用分				
香 川	計	機関 2 (2)	人 6,805.0 (6,903.0)	人 144.0 (153.0)	人 11.0 (14.0)	% 2.12 (2.22)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)
	都道府県 教育委員会	機関 1 (1)	人 6,528.0 (6,627.0)	人 136.0 (143.0)	人 11.0 (14.0)	% 2.08 (2.16)	機関 0 (0)	% 0.0 (0.0)
	市町村 教育委員会	1 (1)	277.0 (276.0)	8.0 (10.0)	0.0 (0.0)	2.89 (3.62)	1 (1)	100.0 (100.0)
全 国	計	機関 125 (119)	人 661,899.0 (661,646.5)	人 14,448.5 (14,216.5)	人 1,077.5 (1,106.5)	% 2.18 (2.15)	機関 100 (88)	% 80.0 (73.9)
	都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 574,508.5 (574,343.0)	人 12,626.5 (12,369.5)	人 913.5 (934.5)	% 2.20 (2.15)	機関 35 (28)	% 74.5 (59.6)
	市町村 教育委員会	78 (72)	87,390.5 (87,303.5)	1,822.0 (1,847.0)	164.0 (172.0)	2.08 (2.12)	65 (60)	83.3 (83.3)

注 2(1)①の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

① 概況

(平成28年6月1日現在)

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数	③ 障害者の数		④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合	
				F.うち新規雇用分				
香 川	計	法人 1	人 1,907.0	人 45.0	人 11.0	% 2.36	機関 1	% 100.0
		(1)	(1,894.5)	(46.0)	(7.0)	(2.43)	(1)	(100.0)
	独立行政法人等(国立大 学法人等を除く)	法人 0	人 0.0	人 0.0	人 0.0	% 0.00	機関 0	% 0.0
		(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
全 国	計	法人 330	人 421,292.0	人 9,927.0	人 1,466.0	% 2.36	機関 245	% 74.2
		(330)	(411,014.5)	(9,527.5)	(1,418.5)	(2.32)	(241)	(73.0)
	独立行政法人等(国立大 学法人等を除く)	法人 90	人 206,311.5	人 5,151.0	人 746.5	% 2.50	機関 77	% 85.6
		(99)	(204,476.5)	(4,959.5)	(760.0)	(2.43)	(79)	(79.8)
全 国	国立大学法人等	90	145,448.0	3,313.0	453.0	2.28	69	76.7
		(90)	(143,447.0)	(3,269.5)	(419.0)	(2.28)	(70)	(77.8)
	地方独立行政法人等	150	69,532.5	1,463.0	266.5	2.10	99	66.0
		(141)	(63,091.0)	(1,298.5)	(239.5)	(2.06)	(92)	(65.2)

注 2(1)①の表と同じ

4 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況

平成28年6月1日現在

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	4,240.5	104.0	2.45	0.0	
香川県	3,814.0	93.0	2.44	0.0	
香川県警察本部	426.5	11.0	2.58	0.0	

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	8,690.0	225.0	2.59	2.0	
高松市	2,443.0	65.0	2.66	0.0	
丸亀市	649.5	14.0	2.16	0.0	
坂出市	594.0	16.0	2.69	0.0	
善通寺市	185.0	4.0	2.16	0.0	
観音寺市	369.0	9.0	2.44	0.0	
さぬき市	621.5	15.0	2.41	0.0	
東かがわ市	304.0	7.0	2.30	0.0	
三豊市	500.5	13.5	2.70	0.0	
土庄町	170.0	6.0	3.53	0.0	
小豆島町	230.0	6.0	2.61	0.0	
三木町	166.0	4.0	2.41	0.0	
直島町	56.0	2.0	3.57	0.0	
宇多津町	147.5	4.0	2.71	0.0	
綾川町	235.0	5.0	2.13	0.0	
琴平町	114.0	4.0	3.51	0.0	
多度津町	147.0	4.0	2.72	0.0	
まんのう町	213.0	5.0	2.35	0.0	
丸亀市教育委員会	94.0	2.0	2.13	0.0	
坂出市教育委員会	180.0	4.5	2.50	0.0	
観音寺市教育委員会	76.0	1.0	1.32	0.0	
さぬき市教育委員会	157.0	3.0	1.91	0.0	
東かがわ市教育委員会	58.0	4.0	6.90	0.0	
三豊市教育委員会	136.0	6.0	4.41	0.0	
大川広域行政組合	93.0	3.0	3.23	0.0	
三豊総合病院企業団	543.0	10.0	1.84	2.0	注5-①
中讃広域行政事務組合	89.5	5.0	5.59	0.0	
小豆地区広域行政事務組合	118.5	3.0	2.53	0.0	

(3) 県教育委員会等の機関の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	6,805.0	144.0	2.12	7.0	
香川県教育委員会	6,528.0	136.0	2.08	7.0	注5-②
高松市教育委員会	277.0	8.0	2.89	0.0	

(4) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	1,907.0	45.0	2.36	0.0	
国立大学法人 香川大学	1,907.0	45.0	2.36	0.0	

注1 (1)～(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 (4)表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員(労働者)以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(労働者)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

注4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数(労働者数)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注5 ①三豊総合病院企業団においては、11月1日現在、障害者数12人、実雇用率2.25%、不足数0人となっている。
②香川県教育委員会においては、12月1日現在、障害者数143人、実雇用率2.19%、不足数0人となっている。